

答 申 第 6 7 号

平成13年7月26日

神戸市教育委員会

教育長 木 村 良 一 様

神戸市公文書公開審査会

会 長 真 砂 泰 輔

神戸市公文書公開条例第13条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成10年11月9日付け神教委庶第610号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 教職員による事故報告書
- (2) 処分説明書
- (3) 文部省調査回答 様式10 懲戒処分等(体罰に係るもの)
- (4) 体罰ではないかとして問題とされた事件の状況(文部省調査回答・兵庫県提出分)
についての部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

ア 教職員による事故報告書について

(ア) 非公開とされた部分のうち、校種に関する部分、別表に記載する文書番号 1、2、4 (一部)、5、7、10、11 (一部)、12、14、16、20、21、22、23、27、28、29、30、31、32、33、35、37 の病院名等、校舎の名称、教職員の補職名を非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

(イ) その他の部分について非公開とした決定は、妥当である。

イ 処分説明書について

(ア) 処分を受けた職員の氏名、所属(学校名)を除く部分について非公開とした決定は、妥当ではなく、公開すべきである。

(イ) 処分を受けた職員の氏名、所属(学校名)を非公開とした決定は、妥当である。

ウ 文部省調査回答 様式 10 懲戒処分等(体罰に係るもの)について

(ア) 非公開とされた部分のうち、教職員の賞罰の履歴に関する情報、学校の状況欄に記載されている学級数、学校区の状況を非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

(イ) その他の部分について非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市公文書公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、次の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「神戸市立小・中・高・養護・盲学校に関する以下の文書(平成元年度分以降)

1) 体罰事故報告書(加害教員等から提出されたてんまつ書等を含む)

2) 体罰事故に関しての処分等の経緯がわかる文書・資料等

3) 教職員に係る係争中の争訟事件等の調査について(回答)のうち、体罰に関する部分(文部省が行った調査に対する回答文書)

4) 生徒児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について(文部省依頼分)の調査(体罰)にかかわる教育委員会が兵庫県教育委員会等に提出した調査集計表」

(2) 神戸市教育委員会(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、

a 教職員による事故報告書(平成5年度～平成10年8月末)

b 処分説明書

c 文部省調査回答 様式 10 懲戒処分等(体罰に係るもの)
(平成4年4月1日～平成5年3月31日分)

d 体罰ではないかとして問題とされた事件の状況
(文部省調査回答・兵庫県提出分平成5年度～平成10年度調査)

を特定し(以下、文書 a、b、c を「本件公文書」という。)文書 d を公開とし、文書 b を非公開とし、文書 a、c を部分公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行った。

なお、教職員による事故報告書の保存年限は5年であり、平成元年度～4年度分は既に廃

棄している。

(3)これに対し、申立人は、本件決定の取消しを求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

なお、申立人は、異議申立書及び意見書において、児童生徒氏名、保護者名についての非公開決定は、これを争わない旨主張している。

3 申立人の主張

〔異議申立書における主張〕

- 一 請求文書のうち「教職員による事故報告書」および「文部省調査回答 様式 10 懲戒処分等」に関しては、「学校名・校長名・教諭名・児童生徒氏名・保護者名・病院名等」が非公開とされ、その理由として神戸市公文書公開条例（以下、本条例とする）第 7 条第 1 号該当とされているが、これら事項のうち「児童生徒氏名・保護者名」以外の部分の非公開決定処分は、以下の理由から違法かつ不当である。

1 正当事由の欠如

本条例第 7 条第 1 号は特定個人が識別され、またはされうる情報のうち「公にしないことが正当であると認められるもの」のみを非公開にすることを認めたものである。そこで本件処分における前記非開示部分については、こうした正当事由の有無が問題となる。

教師による体罰は学校教育法第 11 条但書違反の違法行為であり、教師の優越的地位を利用した悪質な暴行行為であり、児童生徒の心身や生命に重大な結果を惹起する危険な加害行為である。文部省はじめ各種機関もその根絶のために努力しており、また社会的な関心も高い。にもかかわらず、今日に至るまで児童生徒が重大な障害を負い、時には生命を絶たれるなど深刻な事件が続いていることは広く知られているところであり、また現に今回申立人が公開請求した文書の公開部分からもうかがわれる。

学校教師は教育の専門家として法を順守し児童生徒の心身の安全に配慮する当然の義務を負っているものであり、こうした義務に反し危険な暴力を児童生徒に加えた教師は、当該被害生徒やその保護者のみならず、その学校の他の児童生徒やその保護者、また今後も教職にとどまるのであれば将来の児童生徒やその保護者に対しても責めを負うべき立場にある。さらに一般的には、公教育という職責を当人に付託した市民に対してもまた責めを負っているというべきである。逆にいえばこのような危険な教師の存在を、現在及び将来の児童生徒とその保護者、さらに市民一般は知りうる立場になければならない。特に重大な帰結をもたらした教師が行政的にきわめて軽微な処分しか受けず、その違法行為が事実上容認されているような状況下ではなおさらである。またこうした教師の氏名が公開される場合、それはそのような状況下においても暴力行為の有効な歯止めとなるであろう。

また校長は、管理責任者としてこのような教師の暴力を生じさせないように努める義務があり、それをなしえなかった以上同様の責めを負うべきである。

またそもそも教師にせよ校長にせよ公務員としての行為を遂行している間の問題行動が問われているのであり、その違法行為に関しては一般私人と異なり国家賠償法上個人責任が問われない等一定の配慮がされていることにも留意するべきである。

さらに学校名等に関しても、公的機関たる学校名それ自体が個人情報でないことはいうまでもなく、またそのような事件の生じた学校を具体的に知りうることは保護者や市民にとって重要な関心事である。また病院名を明らかにしても別にその病院のプライバシーが侵害されるわけでもない。さらに直接の加害行為を行ったわけではない教師の名前にせよ、やはり公務遂行中の行動であり、それはあえて市民に秘匿すべき性質のものとは言い難い。

またこうした情報を開示したところで、そこから被害生徒やその保護者のプライバシーが、

第三者の目に明らかになるとも到底いえない。

なお特に「文部省調査回答 様式 10 懲戒処分等」に関しては、文部省に対する報告書であり、その中には個人名や学校名は一切記されていないにも関わらず、「日常の指導状況等」の一部と「生徒数・学級数」「学校区の状況」が非公開とされている。このような部分を公開したところで特定個人が識別されることは全くなく、である以上当然正当事由なども考えらるはずもなく、全く理解しがたい違法かつ不当な非公開であるといわねばならない。他方こうした生徒数等の情報は統計資料としての重要性は高いもので、積極的に公開されてしかるべきものである。

以上から本件処分における前記非開示部分について、「学校名・校長名・教諭名病院名等」と「児童生徒氏名・保護者名」とを同列に扱うことはできず、前者に関しては本条例第 7 条第 1 号が求める正当事由を欠き違法である。

2 本条例の他条項との関わり

正当事由の存否の他に、以下のような本条例の他条項との関わりからしても、本件処分の前記非開示決定は違法、不当である。

本条例は第 1 条で本公文書公開制度の目的を定めるが、学校体罰という違法で危険かつ不公正な行為に関する前記情報を広く公開することは本条からも求められている。すなわちその市民への公開およびそれによる学校体罰の監視、抑止は、市立学校教育という市政の一環に対して「市民の・・・参加をより一層推進し、市政を公正かつ効率的に運営し、市民福祉の向上を図り、市民の市政への信頼と理解を深め、もって地方自治の本旨に即した市政の実現に資する」ものだからである。

さらに本条例第 5 条は「市民生活の利便の増進を図り」「市民の市政への理解に資するため」の積極的な情報提供について定める。学校体罰に関するさらなる積極的な情報公開は本条からも求められているというべきである。

また本条例第 7 条第 2 号は法人等の情報の非開示理由のさらなる例外として「人の生命、身体もしくは健康を害し、もしくは害するおそれのある事業活動または人の財産若しくは生活に対して重大な影響を及ぼす違法若しくは不当な事業活動に関する情報」の場合をあげている。本号の趣旨から類推すれば、人の生命、身体もしくは健康を害し、もしくは害するおそれのある公務員の違法行為である学校体罰に関する情報の公開も同様に強く求められており、教師名等の個人情報であっても本条第 1 号の正当事由にはあたらないというべきである。

同様に本条例第 7 条第 5 号は非公開を認める理由として「公にすることにより、人の生命、身体、健康・・・市民生活の安全の確保、・・・その他犯罪の予防に支障を生じ、または生じるおそれがあると認められる情報」をあげている。本条は本条例が生命、身体、健康等といった価値を重視していることを示しているのであるから、学校体罰情報のように公にしないことがかえってかえってそうした危険な行為を隠蔽し温存させていることにつながっているといえる場合は、いっそう強くその情報の公開が求められていると解釈すべきである。

3 神戸市教委の学校体罰に対する対応

本件公開請求により異常かつ重大な学校体罰が多く発生していることがあきらかになった。他方同時に、重大であるにも関わらず、こうした学校体罰を行った教師に対する処分がきわ

めて軽いものであることもわかっている。

本件請求で明らかになった体罰事件 80 数件のうち、公務員法上の懲戒処分を受けたのはわずか 1 件である。それは小学二年生を脅してナイフを腹部に刺したという特に常軌を逸した異常事例であるが、それでも最も軽い戒告処分にとどまっている。それ以外はすべて訓告でさえなく、文書の形さえもとらない口頭注意である。そしてそうした事例の多くは、鼓膜裂傷の事例、額や頬や唇の裂傷で縫合した事例、歯や鼻の骨を折った事例、指の骨折事例、女子生徒の肩を 7 針縫う怪我をさせた後に殴り続けた事例、脱臼させ全身麻酔で手術を行い一週間入院した事例、小学生を不登校に陥らせた事例、針金で足を縛りガムテープを口に貼った事例、一時的記憶喪失に至った事例、などきわめて重大なものなのである。

さらに加えて神戸市教育委員会は、こうした口頭注意事例を文部省の統計調査に含めず結果として体罰としては報告していないという体罰事件処理における手続上の重大なミスを行っていたことも発覚している。これについては文部省から指導を受け、社会的にも大きな衝撃を与えることとなった。

重大事例に対してさえきわめて軽微な処分しかなされておらず、しかもそのほとんどが統計処理から漏れていたことに対して、これでは市教委はこうした事件を重大視しておらず、かえって容認、隠蔽してきたのではないかという疑念を抱かざるをえない。こうした疑念は多くの市民によっても共有されているものと思われる。また同時にこれからも重大な体罰事件が生じ続けるのではないかとの危惧も払拭されえない。

すなわち現在、体罰問題に関して、神戸市の学校教育に対する公正性が疑われ、児童生徒の安全という市民福祉に疑問が付され、市民の公教育及び教育行政への信頼と理解が失墜している状況にあり、その改善の必要は高いというべきである。このような状況を改善するために、公文書公開制度が果たすべき役割と責務は大きく、前記 1、2 の根拠に基づき、公開部分を広げ、市民によるチェックにかからしめるべきである。

4 以上より「教職員による事故報告書」および「文部省調査回答 様式 10 懲戒処分等」に関しては、「児童生徒氏名・保護者名」以外の部分の非公開決定処分は違法かつ不当であるから公開するべきである。

二 請求文書のうち「処分説明書」は全面非公開とされ、その理由として本条例第 7 条第 7 号該当とされているが、これも以下の理由から違法かつ不当である。

1 具体的障害事由の欠如

この文書を全面的に非公開としないかぎり、本号にいうような事務事業の目的を損なったり、公正・円滑な執行に著しい障害が生じたり、またはそのおそれがあるとはいいがたい。

すなわち処分説明書に記されている内容の多くの部分、特に事実関係に関しては、事故報告書の内容と重複している部分があるはずである。(また仮に事実関係において事故報告書の記述と齟齬があるようなことがあれば、それはそれ自体重大な問題であり、そのようなことがないかどうか知るとは市民にとって重大な関心事というべきであろう。)そうした他の文書で既に公開されている部分までをも含めて全面非公開とすることは、広範に過ぎ、合理性を欠き、本号の濫用であるといわなければならない。非公開にされる部分は、仮に存在するとしてもより厳密に限定されるべきである。このことは本条例第 8 条が要請するところで

あり、そうした部分公開さえもあえてなしえない積極的な理由が存在するとは考えにくい。

第二に、これら処分の対象となった各体罰事件に関しては、すでに各々に対してどのような処分がなされたかという結果は、前記のとおりすでに明らかになっており、将来にわたっても公にされるものである。そのような性質の問題においてあえてその中間の過程のみを秘匿すべき積極的理由があるとはいいがたい。このことは当該教師や監督責任者の氏名が非公開なのであればなおいっそうしかりであるというべきである。

またそもそも体罰問題のように教師の地位を利用した非行を行った教師を処分する過程を一切明らかにしないことで守られる「事業目的」とは何で、それを一定明らかにすることでどのような「著しい支障」がその公正、円滑な執行に生じるのか、理解しがたい。本号の文言や本条例の趣旨からして、こうした目的や「著しい支障」は明確かつ具体的なものでなければならず、また制限的に解されるべきであり、またその存在は処分庁の側が示すべき性質のものであろう。

2 処分に対する説明責任

前記のように本公開請求の対象となった体罰事件に対しては、その処分がおしなべてきわめて軽微であるとの印象を抱かせるものである。にもかかわらず市教委は、こうした処分を厳正かつ公正になされたものだとして主張している。であるなら市教委は、自らの措置が適正であることを具体的な根拠を示して広く市民に理解を求めよう努力する説明責任があるというべきであろう。ナイフで8歳の少年を刺しても戒告が妥当であり、その他前記のごとき重大な帰結を生じさせても口頭注意が最も適しているというのはどのような理由によるものであるのか、より踏み込んだ説明の必要は大きいというべきであるし、ひいてはそれがより大きな信頼獲得の道であろう。

そもそもこのように「処分説明書」が一切非公開と言うことになれば、どの事件にこうした説明書が付されているのか、口頭注意には付されないのか、であるとすればそれはなぜか、といったことさえ市民は知らされないのである。このよう状況が正当なものであるとはいいがたい。

3 一に共通の理由

一に述べたとおり、学校体罰問題は市民の重大な関心事であり、児童生徒の安全に関わる問題でもあり、それに関する情報の積極的な公開は市政の改善にもつながり、本条例の立法趣旨にもかなうものである。単に人事の問題であるからというような消極的な理由で非公開に固執することは、かえって教育行政に対する疑念の深まりに拍車をかけることにつながりかねない。

4 以上より、「処分説明書」の全面非公開決定は本条例第7号に該当せず違法であり、かつ不当なものというべきである。

〔意見書における主張〕

第一 意見書の趣旨

説明書の非公開理由は、非公開の根拠とはなりえない不当なものであり、異議申立書に記載の通り、請求文書の一部非公開決定処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

第二 非公開説明書の非公開理由の不当性の根拠

すでに異議申立書において詳細な理由を示しているので、一般的な叙述はそちらにゆずり、以下では非公開理由説明書の「3 非公開とした理由」に示された内容に主に即して個別に論ずる。

なお非公開理由説明書にある「事故報告書」「処分説明書」「懲戒処分調査回答書」「条例」という名称をここでも採用する。

一 「(1) 事故報告書が条例第7条第1号に該当すると判断した理由」について

(1) はじめに

この記述の中で非公開理由に当たる部分は、結局「公開された他の情報（発生日月日、発生場所、事故に至る経過、症状の程度等）と結合することにより、教職員から体罰を受けた当該児童生徒が識別されうる情報」であるという点のみである。児童生徒の個人識別が可能な情報であるから非公開が正当だというのみで、識別可能性とは独立した正当事由の説明はされていない。また学校長名や教職員名がそれ自体で非公開によって保護に値する情報であるとは論じられていない。単に当該児童生徒が識別されうるという一点につける。であればその点についてだけ反論すればよいようにも思われるが、慎重を期すためにより広く論じていくことにする。

なお、事故報告書記載情報のうち、児童生徒の属する何組といったクラス名については、公開されている場合と非公開の場合とが混在している。恣意的な運用というべきで認められない。

(2) 条例第7条第1号の要件と構造について

本号の法文は「特定の個人が識別され、又は識別されうる情報であって、公にしないことが正当であると認められるもの」となっている。ここから本号を根拠に公文書を非公開とすることが認められるためには、個人識別可能性と正当事由の存在という二要件が必要となるはずである。しかるに市教委の説明は、単に識別可能性のみが存すればそれだけで当然のこととして正当事由も存在するかのごとき記述となっている。このような法令の解釈は形式的にそもそも誤りであるというべきであるが、以下では正当事由を必要とする実質的な根拠を示し、さらに識別可能性の有無、正当事由の有無というかたちで議論を進めていく。

各自治体の情報公開条例の中には、こうした非公開事由としての個人情報の規定には、たとえば神奈川県条例（神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例）におけるように、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるもの」（同条例5条1項1号）であればそれだけで原則的に非公開としうとするものもある。しかしながら他方で単にそうした形式的な個人識別情報であることだけではならず、なんらかの絞りをかけて、非公開情報を保護に値する実質的なプライバシー情報に限定している条例も多数存在する。前者の個人識別情報一括型規定の趣旨は、それ自体はプライバシーに該当しない情報であっても、他の情報と組み合わせることでプライバシー情報に接近することを防ぐ趣旨であると説明される。（棟居快行「個人情報とその公開」『ジュリスト増刊 情報公開・個人情報保護（1994年）83～84頁。）一方こうした包括規定をあえてとらず、さらなる加重要件を課している場合の立法趣旨は、そうした口実で広範で不当な非公開決定がなされないように厳密に解し、

当該個人識別情報が本来保護に値するプライバシー情報かどうかを実質的に検討することを実施機関に求める主旨であると理解できる。実際さまざまな公文書の公開をめぐる争いにおいて、ある個人識別情報が保護の値するものかどうか最大の争点の一つになっていることはよく知られているとおりである

しかるに神戸市の本条例の形式は、上述のとおり個人識別情報であることにとどまらず、それに続いて「公にしないことが正当であると認められるもの」と述べているものであるから、この部分は個人識別情報に対してそれが保護に値するかどうかをさらに検討することを要求している独立の要件として読むべきである。逆に言えばこのように正当事由の存在を非公開の要件として条例上は規定しながら、実際の運用がそれを省みず、単に個人識別情報であることのみをもって非公開が妥当だとするようなものであるならば、それはこうした加重的要件をわざわざ規定した立法趣旨を没却するものであり、その部分の法的効力を失わせるものである。ゆえに正当事由について論じない教委の理由説明は形式的にのみならずこのように実質的にも条例の条文の解釈を誤っているものといわざるをえない。

以上を前提に、以下個人の識別可能性と正当事由の存否につき、順に論じていく。

(3) 個人の識別可能性について

a) 児童生徒の識別可能性

「特定個人を識別し、又は識別することができる」とはどのような場合を指すものであろうか。前述の神奈川県条例についてのものであるが、この文言には、「他の資料をも総合すれば容易に特定個人を識別し、又は識別することができる場合」が含まれるとした判例がある。(横浜地判平成元5・23・判タ七〇〇号一五三頁。同控訴審判決も同旨。東京高判平三・五・三一判タ七六六号一七一頁。)単に個人の識別の抽象的な可能性があるだけではならず、それが「容易」なものでなければならないのである。きわめて偶然的もしくは技術的な高度の追加的な情報収集ならびに加工によって、ようやく個人が識別されうるような情報は、「識別することができる」とはいいがたいのである。(棟居前掲論文85頁)

まず市教委の理由書によれば、本件非公開部分(生徒の個人名等を除く)を公開すれば「公開された他の情報(発生年月日、発生場所、事故に至る経過、症状の程度等)と結合することにより」児童生徒を識別しうるものになるとする。市教委の説明の趣旨は、非公開部分と今回の公開請求で公開された部分とを結合した上で、さらにその他の各種資料、情報等も集めてつき合わせれば、児童生徒が識別可能になるということであろうと思われる。

しかしそのような特定は「容易」にできるものであろうか。異議申立人が要求しているような非公開部分の公開を仮におこなったとしても、被害生徒個人を特定するためにはさらに教職員や児童生徒の当該年度の名簿の収集や学校の住所の特定、守秘義務のある病院への訪問、さらには学校現場に赴いての情報収集といった大変な努力を要することになる。さらに教職員であれ児童生徒であれ、毎年身分なり勤務状況なりは変化するものであるから、その困難度はさらに大きいであろう。そのようなことは一般市民にとって容易なことでも通常のことでもないというべきであり、そうした通常考えられない可能性、危険性までも楯にこれらも個人識別情報であると主張することは妥当でない。ゆえに児童生徒

の識別可能性は存在しないというべきである。

b) 学校長、教職員の識別可能性

先に論じたとおり、学校長、教職員の氏名に関しては、市教委の側もそれ自体非公開によって保護に値する情報とは考えていないようにも読めるし、異議申立人もこれらは公開されるべきだと主張しているので、学校長、教職員の識別可能性を論じる必要はないともいえるが、とりあえず簡単に扱うことにする。

こうした者の名前を個人識別情報と仮に考えると、以下に論じるその公開の正当性判断の問題の他に、それ以外の非公開情報（学校名病院名等）の公開でこれが明らかになるかという点も論点となりうる。病院名を明らかにしてもそれだけで学校長名や加害教師名が明らかになることはない。他方学校名を公開すれば、校長名の特定は児童生徒の名前や教師の名前とは異なり、比較的容易に明らかにしうるであろう。しかしそれも自動的に、というわけではない。さらに教師名の場合は児童生徒名の場合と同じく、容易に明らかになるとはいえない。そのためには一般市民には入手の困難な相当の追加情報が必要となるからである。

(4) 正当事由の存否

以上のように考えると、市教委のいう非公開理由については、児童生徒の個人の識別可能性がそもそもないものであるから、あえて正当事由も論じるまでもなく不当であるというべきであるが、以下仮にそれらが市教委のいうように児童生徒の個人識別情報であるとして、その非公開が正当なものであるといえるかどうかを検討する。なお、校長と教職員の氏名については、市教委は上述のように独立して論じていないが、申立人は仮にこれらが本人自身についての個人識別情報であっても公開されるべきだと考えるので、別個にその正当事由の存否についても論じる。

a) 正当事由の判断基準

ある個人識別情報が保護に値する正当性を持つものかどうかは、一般論としては公開することで得られる利益と失われる利益との比較衡量によって判断されるべき問題である。条例第3条はその趣旨を確認したものであろう。公開によって得られる利益とは、いうまでもなく公文書公開制度が保障しようとする諸利益であり、それを憲法上の権利と構成するかどうかはともかく、具体的には条例第1条に記されている市政の監視と健全化、参加といったものである。反対に失われる危険性を検討しなければならない利益とは、ここで問題となっている条例第7条第1号とのかかわりでいえば、識別されうる特定個人のプライバシーの利益であろう。（他にもありうるのかもしれないが、市教委の側で具体的に論じられてはおらず、また申立人には思い浮かばない。）この両者につき、本件の対象となっている学校体罰問題に即して具体的に考察されねばならないのである。

何をもち保護に値するプライバシー情報とするかは議論のあるところであるが、「通常他人に知られたくない個人に関する情報だとか「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別されうるもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」などとすることが多い。いずれにせよ具体的事例に即して判断され

るほかないものであるが、その判断基準に関しては判例も存在する。個人識別情報のうち何が「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に当たるかについては、(1)そこで保護される利益が「実質的に保護に値する正当なものであるか否か」、(2)当該利益侵害の「危険が具体的に存在することが客観的に明白であるといえるか」、(3)「非公開とすることによる弊害はないか、また、公開することによる有用性や公益性はないか等を総合的に検討することが必要である」とした大阪府知事交際費訴訟の一審判決（大阪地判平成元・三・ - 四判タ六九一号二五五頁）および非公開事由の「立証責任」を行政側に課した同二審判決（大阪高判平成二・一・三一判時一三六六号一八頁）、をあげておく。結局はこうした情報や判断も参考にしつつ、社会通念に照らしてこの正当性の判断は行われるべきものであろう。以下、本件に即して生徒の側と教師の側とについてみていく。

b) 児童生徒のプライバシー

本件での非公開によって保護される実質的児童生徒の利益とは何であろうか。それはとりあえず「自分が体罰を受けたとされているという事実をあきらかにされないこと」とでもいえるであろうか。これは犯罪被害者の立場に近いものであろうから、みだりに公開されるべきでないということには社会通念上も一応の正当性があるといつてもよいかもしれない。（ただし、優越的地位を利用した教育公務員の暴力の被害者を、一般の犯罪被害者と全く同一に扱いうるかには疑問も残る。）

ただ被害児童生徒の名前は本件では公開されないのであるから、個人識別性が上述のように仮に存在するとしても、それはきわめて間接的なものであることに留意されるべきである。こうした間接性による保護で、児童生徒のこの利益は十分保護されていると考えるべきである。すなわち上述の大阪地裁判決の(2)で示した基準でいえば「当該利益侵害の危険」は具体的でも明白でもないのである。さらに同判決の(3)非公開の弊害と公開の利益という点に関しては、異議申立書に論じたとおり、教員体罰という違法で悪質かつ危険な行為の監視・抑止の必要、子どもの保護の必要といった一般論と、神戸市におけるその容認体質の明白さという具体的状況、失墜している神戸市の公教育の信頼の回復といったことを再述することで足りると思われる。市教委は、プライバシー保護という名目で児童生徒の法的利益を尊重するそうした姿勢を、学校体罰を根絶し子どもを守る方向にも生かしてもらいたいものである。

c) 校長、教職員のプライバシー

本件に関しては、学校体罰の加害者側およびその監督責任者の側には、被害者側に比して保護に値するべき利益はそもそも著しくわずかしか存しないというべきである。それは学校体罰が、教育専門家である公務員が職務遂行上行う、その優越的地位を利用した著しく道徳性・倫理性を欠いた違法行為であり、危険な行為であることに起因する。この点も異議申立書に記したとおりである。他方公開されることによって得られる利益については、既述のとおりである。

なお体罰を行った加害教師の氏名等の情報は、絶対的な非公開情報ではなく他利益との比較衡量により公開されることがありうることを示したものとして、一九九八年三月三

日に兵庫県個人情報保護審議会が出した答申（同審議会答申第7号）があり、参考になるため以下で触れるとともに、原文のコピーを参考資料として添付しておく。それによれば「懲戒処分等の原因となった行為が学校における教職員・生徒間の特別な立場（関係）を利用して行われたこと等当該行為が教職員に求められている道徳性・倫理性を著しく欠くという事情の場合」や「懲戒処分等の原因となった行為が重大な結果を惹起し、当該行為の反道徳性・反倫理性が著しく高い場合」で「個人の識別性」が必要な場合は教職員の氏名等の個人情報まで公開できるとしている。重大な違法行為でかつ子どもの心身を傷つける学校体罰問題は、この反倫理性と結果の重大性という二つの要件の双方を満たす典型例というべきであり、また体罰抑止の必要のため、個人の識別性も要するというべきである。

（5）結論

以上から事故報告書が条例第7条第1号に該当するとした市教委の理由は、個人識別情報該当性、正当事由の両面からいって非公開の根拠とはなりえない不当なものであり、異議申立書に記載のとおり、児童生徒氏名・保護者名を除いて公開されるべきである。

二「（2）処分説明書が条例第7条第7号に該当すると判断した理由」について

（1）はじめに

理由説明書のこの部分では、本文書が「人事事務に関する情報」に該当することと、処分説明書に記載されている内容とが述べられた後、実質的な非公開理由として、「職員の義務違反に対して・いかなる処分が行われるかにつき憶測がなされることが予想され」それが「事務事業を公正又は円滑に執行することについて支障を生じるおそれがないとはいえない」ということが述べられている。

実に簡単な記述であり、申立人が異議申立書で論じたいいくつかの点につき何ら満足いく回答を与えているとは言い難い。以下論じる。

（2）非公開の利益の欠如

理由書にいうようにこの処分説明書には「職員の氏名、処分の種類・程度、処分理由等」が記されているとするならば、それは異議申立書で論じたとおり、事故報告書および懲戒処分調査回答書と重複する部分が相当あるはずである。そうした部分についてはすでに他で公開されている内容なのであるから、非公開にする実益はない。であれば公開されなければならないはずである。

次に「職員の義務違反に対して・・・いかなる処分が行われるかにつき憶測がなされることが予想され」とするが、そうした「義務違反」の状況と「処分」の内容は、やはりすでに公開された事故報告書と懲戒処分調査回答書をつきあわせることでやはり得られるものである。そしてそこでえられた市教委のいわゆる「憶測」とは、事故報告書の残る過去八数件の体罰事例のうち懲戒処分を受けたものはたった一件であり、それも行為の異常さに比してもっとも軽い戒告処分であり、その他は児童生徒の心身を深く傷つけるような重大な体罰を行っても、実質的にはなんら処分を受けないに等しい「口頭注意」であり、それらは文部省にさえもこれまでは報告されなかったということである。処分説明書を公開することでこうした「憶測」にさらに一層拍車でもかかるというのであろうか。とすればそこにはよほど奇異なことが記されているのであろうか。そうであればそうしたものを公開する必要はさら

に高いというべきであり、そうでないのなら非公開にする理由に欠けるというべきである。

(3) 「著しい支障」の不存在

次に本号は非公開の要件として「事務事業・・・公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生じ、若しくは生じさせるおそれがあると認められる」ことをあげている。「著しい支障を生じさせるおそれがある」必要があるのであって、市教委のいうように「支障を生じるおそれがないとはいえない」といった薄弱なものであってはならないのである。

そこでどういう場合に「著しい支障を生じさせるおそれがある」があるといえるかである。まず当然ながら「公正・円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかは、行政の主観においてそういうことが認められると判断されるだけでは足りない。そのような解釈を許せば行政の一方的、広範かつ恣意的な非公開を許すことになるからである。そこでこうした「著しい支障が生ずるおそれ」は客観的かつ具体的なものでなければならないとされており、場合によってはそれが「明白」でなければならないとまでした判例も存在する。(松井茂記「行政情報とその公開」『ジュリスト増刊情報公開・個人情報保護(1994年)91～93頁。浦和地判昭和五九・六・一一判時一一二 号三頁。大阪地判平成一・三・一四判時一三 九号三頁。行政の意思形成過程情報につき、京都地判平成三・三・二七判タ七七五号八五頁。)

次に市教委の説明では、こうした「憶測」のために「任命権者が個別の事案について、事務事業を公正又は円滑に執行することについて」いったいどのような「支障」が生じうるのかあいかわらず全く不明である。上述したように、こうした支障が仮に生じうるものならば、それはすでに公開されている情報だけで現在生じていてもおかしくないものであるが、それはそもそもどういった支障であるのか。処分説明書をほんの一部でも公開すれば、体罰に対する処分に当たって、突然関係の教師や校長が不当な恫喝を行ったり、収賄攻勢をかけてきたりし、市教委がそれに屈してしまう著しいおそれがあるともいうつもりなのか。そうしたおそれは本文書を非公開にすることで防ぎうるものなのか。それとも異議申立書に書いたように、逆に「不当に」重い処分をせざるを得なくなるともいいたいのか。さらなる説明を求めたい。

さらに上記で論じたとおりこうした「著しい支障のおそれ」は具体的・客観的なものでなければならないところ、市教委の説明はなんらこうした具体性・客観性を示すものでなく、上述のごとくの牽強附会であり「おそれがないとはいえない」という脆弱なものであり、単なる市教委の主観的判断、あえていえばこじつけである。こうした理由が認められるならば、市教委が非公開にできない情報は一つもないということになるであろう。

(4) 現行行政の説明責任

市教委の説明からは、そもそも体罰を行った教師が市教委から受けうる処分について関係者や一般市民が情報をえ、議論をすること自体忌避すべきことだと考えているようにも見受けられる。しかしそうした情報の取得やそれに基づいた議論は、公文書公開制度の制度趣旨に添うことはあっても、それに違背するものではないはずである。市民や教職員は勝手な「憶測」をせず、密室で行われる市教委の懲戒を黙って受け入れるともいうのであろうか。市教委がこうした情報だけで行われうる議論が不正確なものとなりうると思うならば、この

ような対応をとるのではなく、まさにいっそうの情報公開を行い、「正確な処分基準」とその論拠を示して自らの正当性を主張することこそが、異議申立書に書いたとおり説明責任を果たすべき現代行政のあるべき姿である。いわれのない「憶測」はむしろ、旧態依然たる秘密主義的な態度からこそ生まれるものであることを市教委は知るべきである。

(5) 処分基準の公開による違法行為の抑止効果

なおそもそも処分基準を事前に公開し、任命権者の毅然とした態度を示すことで、問題行動を抑止することはなんら異常なことでも不自然なことでもない。例えば最近の例では、高知県知事が県職員の飲酒運転に業を煮やし、飲酒運転で検挙された場合は懲戒免職とすることを公言し、実際にその後そのとおりに処分が行われていることが報じられている。任命権者自らが率先して処分基準を明示しているわけである。飲酒運転という遵法で危険な問題行動が根絶される必要があるように、学校での教師の暴力という違法で危険な問題行動も根絶されねばならないのであって、任命権者が率先して処分基準を公開すべきかどうかはともかく、体罰問題で特にそれが秘匿されねばならない積極的な理由は認めがたい。結局処分基準の秘匿を望むのは、市民の常識や社会通念に抗して「寛大な」処置をよしとする市教委および教育公務員の体罰容認意識と身内意識から出ているものにほかならないのではなかろうか。

(6) 全面非公開の広範性

また異議申立書にも記したとおり、このような全面非公開では処分説明書の件数や様式、またいかなる事例にそれが付されまた付されないのか、といった最低限の情報さえ得られず、広範にすぎ非合理である。条例の趣旨に即して少なくとも部分公開されるべきである。なお、類似の体罰情報につき、一九九八年に東京都目黒区公文書公開・個人情報保護審査会が、区教育委員会が「個人が特定される」として黒く塗りつぶして部分公開したものに対して、「不開示部分がいかなる情報であるかをおよそ知り得ないまま、実施機関が不開示理由を示しても説得力に乏しい」と指摘し、記述内容をできる限り細分化することで黒塗りを減らしたうえで、残った黒塗り部分についてもそれぞれの内容を示し、非公開の理由を個々に付ける「ボーン・インデックス」方式を紹介し、実例を提示した答申を出している。新聞記事を添付しておく。

(7) 結論

以上から処分説明書が条例第7条第7号に該当するとした市教委の理由は、全面非公開の根拠とはなりえない不当なものであり、本件非公開処分は変更されるべきである。

三「(3) 懲戒処分調査回答書が条例第7条第1号に該当すると判断した理由」について

(1) はじめに

ここでの行論は、「(1) 事故報告書が条例第7条第1号に該当すると判断した理由」におけるものと同様である。これらの情報を公開すると、教職員、学校名が識別され、そこから被害児童生徒を識別しうることになるからというにとどまる。従って基本的に上記一で述べた反論がそのまま妥当する。そこで以下簡単に論じるとどめる。

(2) 「当該教職員の賞罰に関する情報」について

これを他の情報と結合させると、教職員が識別されうるとする。しかし本回答書はそもそも体罰を行った教師がどのような処分を受けたかを記した文書であり、その当該体罰に対す

る処分内容については公開されているのである。賞罰に関する情報は個人識別情報であるとするなら、こちらも非公開にしなければ一貫せず、市教委の理由は非合理である。このような機械的かつ非論理的な説明は納得できない。人事情報は可能な限り隠したいというだけのことではないのか。

またそもそもこうした賞罰情報を公開したところで教職員は識別されえない。仮に識別されたとしても申立人は一で論じたとおり体罰問題ではやむをえないと考えるが、だからといって児童生徒が識別されうことはなく、ましてやさらにそのプライバシーが侵害されることもないことも一に記したとおりである。

(3) 生徒数・学級数、学校区の状況

このようなものは学校名や病院名以上に間接的・抽象的な統計情報であり、ここから学校名が明らかになり、従って教員名の同定 生徒の識別 生徒のプライバシー侵害といった事態を引き起こすなどというのは、まさに「風が吹けば」の論理ではないか。市教委は公文書公開条例の精神と意義を理解しているのだろうか。

(4) 結論

以上から懲戒処分調査回答書が条例第7条第1号に該当するとした市教委の理由は、根拠のない不当なものであり、本公文書は全面公開されるべきである。

第三 本件公文書の公開部分にかかわる、他の自治体の情報公開審査会等のこれまでの決定例について

本件公文書は全国の自治体で保有されている性質のものであり、市民の関心も高いため、本件異議申立と同種の事例がこれまでも問題とされ、関連審査会の答申もすでにいくつも出されている。異議申立人が保有している情報から概略を以下に示し、関係資料（新聞記事）を添付する。

(1) 一九八九年大阪府公文書公開審査会：学校名、担当教科名公開

(2) 一九九一年東京都品川区情報公開審査会：学校名公開

(その後教師個人名も公開：添付資料参照)

(3) 一九九一年横浜市公文書公開審査会：学校名、校長名、事件の発生日、病院名公開

(4) 一九九三年川崎市情報保護審査会：体罰事件調査の「メモ」公開

(5) 一九九四年町田市情報公開・個人情報保護審査会：学校名等公開

(その後調査記録も公開：添付資料参照)

(6) 一九九六年鎌倉市公文書公開審査会：体罰教師の事情聴取内容等公開

(7) 一九九八年埼玉県情報公開監察委員：学校名、校長名公開

(8) 一九九八年東京都目黒区公文書公開・個人情報保護審査会：

一律黒塗り不開示に対し、「不開示部分がいかなる情報であるかをおよそ知り得ないまま、実施機関が不開示理由を示しても説得力に乏しい」と指摘。「ボーン・インデックス」方式を紹介し、実例を提示。(前述)

(注：各新聞記事、添付資料は略)

第四 結論

以上のとおり、本件処分に関する市教委の非公開説明は正当なものとはいいがたく、とうてい

認められない。異議申立書に記載のとおり請求文書の一部非公開決定処分を取消し、変更するとの決定を求める。

第五 添付書類（電子情報は日経ニューステレコンより）

- (1) 兵庫県個人情報保護審査会答申および関連新聞記事
- (2) 上記「第三」にかかわる関連審査会答申の新聞記事
- (3) 本件公文書公開に関連するそれ以外の記事
- (4) 神戸市立学校における近年報道された体罰関連記事（注：各添付書類は略）

〔実施機関の非公開理由の追加説明書に対する意見書における主張〕

第一 意見書の趣旨

説明書の非公開理由は、非公開の根拠とはなりえない不当なものであり、異議申立書に記載の通り、請求文書の一部非公開決定処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

第二 非公開説明書の非公開理由の不当性の根拠

1 手続的違法性

(1) 公文書非公開決定通知書との齟齬

今回の市教委の理由追加は、送付文書「非公開理由の追加について（平成12年9月8日付神教委庶第274号）によると平成10年1月8日付神教委庶第724号による非公開理由説明書の理由に追加されたものと説明されている。（なお平成10年という記載はあるが、これは本来平成11年であるべき誤り。しかし以下原記載どおりとする。）そしてこの平成10年1月8日付神教委庶第724号の非公開理由説明書は、その中の「2 異議申立がなされた経緯」にあるとおり、平成10年9月9日付神教委庶第444号をもって行った部分公開決定処分の「理由説明」である。ところがこの平成10年9月9日付神教委庶第444号による決定においては「処分説明書」非公開の理由として神戸市公文書公開条例（以下「本条例」とする）第7号該当をいうのみである。であるからこの決定の非公開理由の説明文書である神教委庶第724号の非公開理由説明書に追加して「処分説明書」の非公開理由に1号を挙げるのは、もともとの非公開処分には付されていない理由を後になって（それも2年も後になって）持ち込むことであり、当初処分の性質の実質的変更を行うことである。当初処分は本条例第10条第1項及び第4項で請求日から最長60日を限度に行わなければならないことから、こうした当初処分がない理由追加は、本条の目的を没却する脱法行為であり、法治行政のもとでは許されない。どうしてもというなら当初処分に瑕疵があったとしてそれを取り消し、あらためて決定し直すべきである。ちなみにその後異議申立人が市教委に行った近年の同種文書の公開請求に対する部分公開決定通知書（平成12年10月2日付神教委庶第316号）においては、「処分説明書」の非公開理由に第1号が記載されている。

(2) 時間の経過

また市教委は異議申立人が異議申立を行ってから二年近く経過してから新たな非公開理由を突然提出した。審査会の審理が遅れていることはやむを得ないとしても、教育委員会の側

がこのように長期間を経た後に追加理由を持ち出す理由が不明であって、その理由を明らかにする説明責任があるというべきである。こうした時期を逸した理由を持ち出すことは、異議申立人に時間の長期の経過の後にあらためて問題を検討する負担を強いることであって、市民と行政との間の信頼関係を損なう行為である。新たな論点を持ち出すことは、審査会に対しても新たな負担を課す行為であり、結論が出るまでの時間を延ばすことにつながり、迅速な紛争の解決に対する当事者や市民の期待を裏切る結果となる。

また従来提出した非公開理由の根拠が脆弱であることが認識され、それゆえ追加理由の提出に至ったのだとすれば、形勢不利になった側が持ち駒を一方的に増やす行為であり、そうしたことが認められるなら、自らの当初のミスを何ら認めることなく、困ったことになるたびに新たな理由を持ち出して形成逆転をねらうことが可能になる。かかる行政の側に一方的に有利なルールは無原則に認められるべきではない。民事訴訟であれば時期に遅れた攻撃防御方法（民事訴訟法一五七条一項）であり、信義誠実の原則からいっても問題があるのではないか。

2 実体的違法性

「処分理由書」が本条例第一号に該当しない理由は、既に他の部分について論じたとほぼ同様であるが、簡単に再述する。つまるところ同時に公開請求した「教職員による事故報告書」および「文部省調査回答 様式 10 懲戒処分等」で既に部分公開されている部分と共通の部分は公開しても何ら支障は無いはずであり、そちらで非公開とされている部分で公開されるべきだと異議申立人が主張している部分は、同じ理由で公開されるべきであり、それ以外に本文書に特別な非公開理由は市教委もあらためて主張してはいないということに尽きる。

(1) 処分の種類、程度、処分年月日、教職員の職名

これらについては「文部省調査回答 様式 10 懲戒処分等」について記載されている事柄であり、すでに公開されている情報であるから、それ自体を非公開とする理由は存在しない。1998年10月20日付異議申立書の二の1にあるとおり、処分説明書に記されている内容の多くの部分は重複しているはずであるから、そうした他の文書で既に公開されている部分までも含めて全面非公開とすることは、広範に過ぎ、合理性を欠き、本条例第7条の非公開理由の濫用であるといわなければならない。非公開にされる部分は、仮に存在するとしてもより厳密に限定されるべきである。このことは本条例第8条が要請するところであり、そうした部分公開さえもあえてなしえない積極的な理由が存在するとは考えにくい。

(2) 所属（学校名）

所属学校名については、異議申立書（第五の一の1第五段落）と意見書（第二の一の（3）のb））で論じたとおり、氏名とは別にそれ自体が個人情報であるとはいえず、個人識別につながるともいえないから、公開すべきこと「事故報告書」においてと同様である。

(3) 処分の理由

これも異議申立書の二の1にあるとおり、これら処分の対象となった各体罰事件に関しては、すでに各々に対してどのような処分がなされたかという結果はすでに明らかになっており、将来にわたっても公にされるものである。そのような性質の問題においてあえてその中間の過程のみを秘匿すべき積極的理由があるとはいいがたい。このことは当該教師や監督責

任者の氏名が非公開なのであればなおいっそうしかりであるというべきである。逆にこれも既に述べたとおり。こうした処分理由を知る市民の公的利益は大きく、特に神戸市のようにほとんど処分らしい処分が体罰加害教員になされていない場合、その公開の必要性はいっそう高いというべきである。

(4) 教職員の氏名

結局これを公開するかどうかには問題は収斂するが、上記「処分の理由」において、実質的に保護するに値するような、当該体罰事件とは関係のない重大な個人のプライバシーに関する事柄が記載されているかどうかで個別に判断すべきであろう。なお、そうした場合はそちらの事柄を非公開とすべきで、氏名はなお公開すべきと考える。(理由は異議申立書(第五の一)と意見書(第二の一の(4)のa)及びc))に記したとおりである。)そうした措置を考慮すれば、氏名を「事故報告書」で公開するとするならこちらを非公開とする実質的理由に乏しい。

(5) その他

「処分説明書」を公開すべき実質的理由としてさらに、意見書における二(「(2) 処分説明書が条例第7条第7号に該当すると判断した理由」について)のうち(4)(現代行政の説明責任)(5)(処分基準の公開による違法行為の抑止効果)(6)(全面非公開の広範性)の三点を再述する。

第三 結論

以上のとおり、本件処分に関する市教委の非公開説明は正当なものとはいいがたく、とうてい認められない。異議申立書に記載のとおり請求文書の一部非公開決定処分を取消し、変更するとの決定を求める。

第四 添付書類

公文書部分公開決定通知書(平成12年10月2日付神教委庶第316号)(注:添付書類は略)

〔追加の意見書における主張〕

先に書いたその後異議申立人が市教委に行った近年の同種文書の公開請求に対する部分公開決定(平成12年10月2日付神教委庶第316号)において以下の二点が明らかになっている。

1 病院名の一部公開

今回の新規の部分公開においては、一部の病院名(西神戸医療センター)につき、公開されている。資料を添付する(資料(1))。教委側の説明は、「大病院ゆえ学校の識別にいたらない」とのことである。小医院であっても識別に至ると思われず、また仮に識別できたとしても個人の識別にはいたらないと異議申立人は考えるが、いずれにせよ病院名は一律非公開という形式的態度でなく、実質的基準で個別判断したことは評価できる。議会におかれても、公開非公開の基準は同様の態度で望まれることを希望する。

(注 資料は略)

2 「文部省調査回答様式 10 懲戒処分等」の公開部分の変更

(1) 平成 10 年度及び 11 年度処理分についてはこの文書が全面公開となった。これも資料(11 年度分)を添付する。教委の説明は、「書式が変わり非公開にする必要のある部分がなくなった」というものであった。異議申立人はもともと非公開が必要な部分はなかったと考えるが、それはともかく書式も変わり教委も別様の態度で臨んでいる以上、本件異議申立で問題となっている「文部省調査回答様式 10 懲戒処分等」の非公開部分を公開しても近年及び将来の同文書の公開に影響を与えることはない。その点を考慮に入れて審議されることを臨みたい

(注：資料は略)

(2) それ以前の体罰事件につき、文部省に報告漏れがあった(詳細は既に提出した「異議申立書」及び「意見書」参照)分につき公開申請したところ、平成 7 年度及び 8 年度処理分についてはこの文書が全面公開となった。これも書式変更により非公開にする必要のある部分がなくなったためであるとされた。これも資料(7 年度分)を添付する。

(3) 注目したいのは、平成 5、6 年度分であり、書式は旧形式であり本件異議申立で問題となっている文書と同形式でありながら、「学区の状況」と「日常の指導状況等」が全面公開とされた。該当文書をすべて資料として添付する。教委の説明は前者は公開すべきものと判断を変えたためであり、後者は「非公開相当部分がたまたまなかった」ためであるというものであった。後者の説明が理由になるのかどうかはともかく、このような態度変更があったことを審議会には参考に、公開部分を広げるよう検討いただきたい。

3 添付資料

(1) 病院名を公開した体罰事故報告書(平成 11 年 6 月 1 日付)

(2) 全面公開された新様式の「文部省調査回答 様式 10 懲戒処分等」(平成 11 年度処理分)およびその記入例

(3) 全面公開された「文部省調査回答 様式 10 懲戒処分等」(平成 7 年度処理分)

(4) 公開範囲の広げられた「文部省調査回答 様式 10 懲戒処分等」(平成 5、6 年度処理分)

(注：資料は略)

〔追加資料〕

1998 年 10 月 20 日付で私が行いました異議申立にかかわり、神戸市教育委員会が非公開理由説明書を提出し、それに対する反論書の意見を提出いたしまして、聴聞も終わりました。このたびさらに追加したい資料を入手いたしましたので提出させていただきます。審査の参考にさせていただければ幸いです。

これらは、学校名および管理職氏名などを公開している自治体の体罰報告書のコピーまたは、それらを公開すべきとした情報公開審査会の近年の答申です。

今後はこうした公開の意義が認識され、その方向に全体の流れは進んでいくものと思われま。貴審査会におかれましても、こうした他の自治体の実戦を参考にされ、しかるべく判断がなされますことを希望いたします。

<添付資料>

(1) 愛知県教育委員会に提出された体罰事故報告書の写し

- (2) 神奈川県教育委員会に提出された体罰事故報告書の写し
- (3) 福岡県情報公開審査会答申第 48 号
- (4) 北九州市情報公開審査会答申第 21 号 (注 : 添付資料は略)

4 実施機関の主張

〔非公開理由説明書における主張〕

(1) 事故報告書が条例第 7 条第 1 号に該当すると判断した理由

事故報告書は、神戸市立学校(以下「学校」という。)において教職員が児童生徒に対して体罰を行った場合に、学校長から教育長あてに提出される報告書である。

事故報告書には、学校名、学校長名、発生日、発生場所、事故を起こした教職員(職・氏名・年齢・性別・教科。校務分掌)、被害児童生徒(氏名・年齢・性別・学年・学級)、事故に至る経過、症状の程度(処置・診断結果等)、関係者への対応等が記載されている。

本件決定で非公開とした情報は、学校名、学校長名、教職員名、児童生徒氏名、保護者氏名、病院名等であるが、児童生徒氏名、保護者氏名が個人が識別される情報であることは勿論、学校名、学校長名、教職員名、病院名等についても、公開された他の情報(発生日、発生場所、事故に至る経過、症状の程度等)と結合することにより、教職員から体罰を受けた当該児童生徒が識別されうる情報であり、これらの情報は公にしないことが正当であると考えられる。

以上から、本件公文書は、条例第 7 条第 1 号に該当すると判断した。

(2) 処分説明書が条例第 7 条第 7 号に該当すると判断した理由

処分説明書は、職員の懲戒処分の際して、任命権者から職員に交付される処分理由等を記載した文書であり、これは条例第 7 条第 7 号に規定する人事事務に関する情報に該当する。処分説明書には、具体的な記載内容として、処分を受けた職員の氏名・職名・所属(学校名)、処分の種類及び程度・処分年月日、処分の理由等が記載されている。職員の義務違反に対して、懲戒処分を行うか否か、懲戒処分を行う場合にいずれの処分を行うかは、任命権者が個々具体的な事情を斟酌した上、合理的な裁量によって決定すべきである

(参考：最高裁判決昭和 32 . 5 . 10)。

処分説明書には、上記のとおり個別の事案について処分を受けた職員の氏名、処分の種類・程度、処分理由等が記載されており、これを公開すれば、職員の義務違反に対して、その態様、程度によりいかなる処分が行われるかにつき憶測がなされることが予想され、その結果、任命権者が個別の事案について、事務事業を公正又は円滑に執行することについて支障を生じるおそれがないとはいえない。

以上から、本件公文書は、条例第 7 条第 7 号に該当すると判断した。

(3) 懲戒処分調査回答書が条例第 7 条第 1 号に該当すると判断した理由

文部省は、学校における体罰の実態把握のため、都道府県、指定都市を対象に体罰事例の調査を実施しているが、懲戒処分調査回答書は当該調査に対する回答書である。懲戒処分調査回答書には、回答都市名、回答部課名、記入者名、処分年月日・内容、体罰を行った教師の概略(年齢、学校種別、担当教科、校務分掌、教職経験年数、日常の指導状況等)、体罰の

概略(体罰の年月日、時間・場所・行為) 体罰を受けた児童生徒の概略(性別、人数、学年、被害の状況) 学校の状況(生徒数、学級数、学校区の状況、特記事項)が記載されている。本件決定で非公開とした情報は、体罰を行った教師の概略(日常の指導状況等)欄のうち、当該教職員の賞罰に関する情報及び学校の状況欄に記載された生徒数・学級数、学校区の状況に関する情報である。

懲戒処分調査回答書には体罰を行った教師名の記載はないが、当該教職員の賞罰に関する情報は、公開された他の情報(体罰を行った教師の年齢、学校種別、担当教科、校務分掌、教職経験年数、体罰の年月日、時間・場所・行為、体罰を受けた児童生徒の性別、人数、学年、被害の状況)と結合することにより、教職員が識別されうる情報である。また学校の状況欄に記載された生徒数・学級数、学校区の状況に関する情報は、学校名が識別されうる情報である。

したがって、これらの情報を公開すれば、教職員名、学校名が識別され、これと上記の公開された他の情報と結合することにより、教職員から体罰を受けた当該児童生徒が識別されうるおそれがあり、公にしないことが正当であると考えられる。以上から、本件公文書は、条例第7条第1号に該当すると判断した。

〔非公開理由の追加説明書における主張〕

(1) 「処分説明書」の非公開理由として、条例第7条第7号に加え、第1号を追加主張する。

(2) 処分説明書が条例第7条第1号に該当すると判断した理由

処分説明書には、処分を受けた教職員の氏名、職名、所属(学校名)、処分の種類、程度、処分年月日、処分の理由等が記載されている。

処分説明書に記載されたこれらの情報は、教職員の身分取扱上の処遇に関する情報であり、このような個人の経歴に関する情報は、一般的に他人に知られたいと望む情報である。

したがって、処分説明書に記載されたこれらの情報は、公にしないことが正当であると考えられる。

以上から、処分説明書は条例第7条第1号に該当すると判断した。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書は、以下の3種類の文書により構成されていることが認められる。

(ア) 教職員による事故報告書(平成5年度～平成10年8月末)(以下「本件事故報告書」という。)

(イ) 処分説明書(以下「本件処分説明書」という。)

(ウ) 文部省調査回答 様式10 懲戒処分等(体罰に係るもの)(平成4年4月1日～平成5年3月31日分)(以下「本件回答」という。)

なお、教職員による事故報告書の保存年限は5年であり、平成元年度～4年度分は既に廃棄している。

イ 本件事故報告書は、学校教育活動中、教職員が児童生徒に体罰を行ったことにつき、学校

長から神戸市教育委員会教育長に提出された報告書であり、以下の項目及びこれに対応する事実が記載されている。

- (ア) 学校名、校長名
- (イ) 発生年月日
- (ウ) 発生場所
- (エ) 事故を起こした教職員の氏名、年齢、性別、教科、校務分掌
- (オ) 被害児童生徒（以下「児童生徒」という。）の氏名、年齢、性別、学年、学級
- (カ) 事件に至る経過
- (キ) 症状の程度（処置・診断結果等）
- (ク) 関係者への対応

ウ 本件処分説明書は、児童生徒に体罰を行った教職員に対して任命権者が地方公務員法に基づき懲戒処分を行った際に当該教職員に交付された文書であり、以下の項目及びこれに対応する事実が記載されている。

- (ア) 処分を受けた教職員の氏名、職名、所属（学校名）
- (イ) 処分の種類、程度、処分年月日
- (ウ) 処分の理由
- (エ) 不服申立てに関する教示

エ 本件回答は、毎年、文部省が各都道府県政令市の教育委員会に対して行っている各種照会に対する回答の一つで、体罰に係るものであり、以下の項目及びこれに対応する事実が記載されている。

- (ア) 処分年月日、内容（種類、程度）、体罰を行った教師の概略（年齢、性別、担当教科、職名、校務分掌、経験年数、日常の指導状況等）
- (イ) 体罰の概略（年月日、時間・場所、行為の態様）
- (ウ) 体罰を受けた児童生徒の概略（性別、人数、学年、被害の状況）
- (エ) 学校の状況（生徒数、学級数、学校区の状況、特記事項）

(2) 本件の争点について

ア 本件請求に対して、実施機関は、以下の決定を行った。

- (ア) 本件事故報告書に記載されている情報のうち、学校名、校長名、教職員の氏名、児童生徒及び保護者の氏名、病院名等（病院名、公園名、スポーツ施設名等）を条例第7条第1号に該当するとして非公開とし、その他の情報を公開した。なお、申立人は、児童生徒及び保護者の氏名についての非公開の決定は、これを争わないと異議申立書において述べていることが認められる。その結果、本件申立ての対象となる情報は、上記の非公開情報から児童生徒及び保護者の氏名を除いた情報である（以下「本件事故情報」という。）

- (イ) 本件処分説明書については、条例第7条第7号に該当するとして、すべて非公開とした。

なお、実施機関は、本件処分説明書に記載された前述の情報は、教職員の身分取扱上の処遇に関する情報であり、条例第7条第1号にも該当するとして、非公開理由を追加する主張をしている。

- (ウ) 本件回答については、体罰を行った教師の概略（日常の指導状況等）の欄に記載されて

いる教職員の賞罰の履歴に関する情報及び学校の状況欄に記載されている生徒数、学級数、学校の状況（以下「本件学校状況情報という。）を条例第7条第1号に該当するとして非公開とし、その他の情報を公開した。

イ 申立人は、実施機関の上記の決定は、条例第7条第1号、第7号に該当しない違法、不当な決定であるとして、その取消しを求める不服申立てを行った。

ウ 以上から、本件の争点は、本件事故情報については条例第7条第1号の該当性、本件処分説明書については条例第7条第1号、第7号の該当性、本件学校状況情報については条例第7条第1号の該当性である。以下、個別に検討する。

（3）本件事故報告書について

ア 本件における児童生徒のプライバシーの保護の必要性について

本件において問題となるのは、本件事故情報を公開することによって、児童生徒が識別されれば、特定の児童生徒についての、体罰を受けた経緯（児童生徒の行為の内容、教師から指導を受けた時の児童生徒の反応など）、治癒までに要する期間等具体的な負傷の程度、症状、体罰を受けた後の登校の状況、児童生徒の保護者への説明の内容等を含めた学校の対応に対する保護者の意見を含めた反応等が明らかになってしまうことである。

通常、これらの情報は、プライバシー情報として特に保護の必要性が高い情報であることは言うまでもない。とりわけ小中学校に在籍する児童生徒は心身の発達過程にあることを考慮すれば、このような情報が公にされた場合の影響は著しく甚大である。

したがって、非公開とされた情報の公開、非公開の判断にあたっては、児童生徒のプライバシーを最大限に配慮するという観点に立つて行うべきであるとする。

イ 学校名について

（ア）実施機関は、学校名を公開すれば、既に公開されている本件事故報告書に記載された他の情報、即ち、体罰の発生年月日、発生場所、体罰を行った教職員の年齢、性別、教科、校務分掌、児童生徒の年齢、性別、学年、学級、事件に至る経過、症状の程度（処置・診断結果等）関係者への対応と結合することにより、児童生徒が識別され、又は識別され得ることとなり、通常、体罰を受けたことは公にしないことが正当であると認められるため、学校名は条例第7条第1号に該当すると主張している。

（イ）これに対して、申立人は、児童生徒の識別可能性について、単に個人が識別される抽象的な可能性があるだけでは足りず、それが容易なものでなければならぬとし、仮に学校名を公開し、上記の既に公開されている本件事故報告書に記載された他の情報と結合したとしても、児童生徒を特定するためには、児童生徒の名簿の収集や守秘義務のある病院への訪問、学校に赴いての情報収集等が必要であると主張し、また、そのようなことは一般市民にとって容易なことでも通常のことでもなく、したがって、児童生徒の識別可能性は存在しないというべきであると主張している。

また、申立人は、学校名について児童生徒の個人識別性が仮に存在するとしても、本件においては児童生徒の氏名は公開されないから、その個人識別性はきわめて間接的なものであり、このような間接的な保護で被害児童生徒のプライバシーは十分保護されていると考えるべきであるとして、公にしないことが正当であると認められる情報には該当しない

と主張している。

- (ウ)そこで、学校名が公にされた場合、児童生徒が識別され、又は識別され得ることになるか否か検討する。

既述のとおり、体罰の発生年月日、発生場所、体罰を行った教職員の年齢、性別、教科、校務分掌、児童生徒の年齢、性別、学年、学級、事件に至る経過、症状の程度（処置・診断結果等）関係者への対応は既に公開されている。

これらの情報と学校名とを結合すれば、児童生徒が識別され得るものと考えられる。

なお、小学校、中学校、高等学校の各校種は、これが公になったとしても、具体的な学校名が明らかになるものではないから、公開すべきである。

- (エ)上記の検討結果から、本件において、既に公開されている本件事故報告書に記載された他の情報に加えて学校名を公開することは、児童生徒のプライバシーを保護する観点から妥当ではないと考える。

したがって、本件において、学校名を条例第7条第1号に該当するとして非公開としたことには理由が認められる。

なお、校種は公開すべきである。

ウ 校長名、教職員の氏名について

- (ア)実施機関は、校長名、教職員の氏名を公開すれば、学校名を知り得ることとなり、学校名と既に公開されている本件事故報告書に記載された他の情報と結合することにより、児童生徒が識別され、又は識別され得るため、当該情報は、条例第7条第1号に該当すると主張しているので、校長名、教職員の氏名を公開すれば、学校名を知り得るのか否か検討する。

- (イ)実施機関から聴取したところによれば、教職員について職員録が市販されており（「教育職員録」タイムス兵庫支社編集、甲南出版社発行）神戸市内の国立、県立、市立、私立の学校名、所在地、電話番号、学級数、児童数、校長名、教頭名、教職員の氏名、教科、担当学年等が登載されている。

したがって、校長名、教職員の氏名を公開すれば、容易に取得できる上記職員録と結合することによって、学校名を知ることが可能となる。そして、学校名が明らかになれば、既に検討したように、児童生徒が識別され、又は識別され得ると認められる。

- (ウ)以上から、校長名、教職員の氏名を条例第7条第1号に該当するとして非公開としたことには理由があると認められる。

エ 病院名等について

- (ア)本件事故報告書には、医療機関、公園、スポーツ施設、店舗、校外学習で利用される宿泊施設、行事が開催された学校等の名称（以下「病院名等」という。）が記載されている。実施機関は、病院名等を公にすれば、当該病院等の所在地から学校名を知り得ることとなり、児童生徒が識別される可能性があるとして、病院名等は条例第7条第1号に該当すると主張している。

以下、病院名等を公にすれば、学校名を知り得るのか否か検討する。

- (イ)病院をはじめ上記の各施設は、基本的に誰でも、どの学校も利用することができる施設

であるが、通常、経験則に従えば、市域又は行政区域を越える等その利用が広範囲にわたると思われる場合には、病院名等を公にしても、そのことにより学校名を知り得ることになるとは考えにくい。

その他の場合、病院名等を公にすれば、学校名がかなりの程度（例えば数校以内）に限定されることは否定できないと思われる。

前述のように児童生徒のプライバシーについては、児童生徒が識別され、又は識別され得ることにならないよう最大限に配慮をすべきであることからすれば、病院名等を公開することにより学校名が上記の程度に限定されることは妥当ではないと考える。

(ウ) 以上から、病院名等については、特段の事情がある場合を除き、市域又は行政区域を越える等その利用が広範囲にわたると思われる場合には、条例第7条第1号に該当するとして非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。その他の場合には、条例第7条第1号に該当するとして非公開としたことは妥当である。

具体的には、別表の審査会の判断欄に示すとおりである。

オ その他の情報について

本件事故情報には、上記イ～エの情報のほか、校舎の名称、教職員の補職名に関する情報が含まれているが、実施機関は、これらについても、これを公にすれば、学校名を知り得ることとなるため、条例第7条第1号に該当すると主張している。

しかし、上記の情報は、具体的な場所を示す情報でもなく、また教職員についての職員録等容易に取得し得る他の情報と結合したとしても、学校名を知り得ることになるとは認められず、実施機関の主張には理由がない。

したがって、校舎の名称、教職員の補職名に関する情報を条例第7条第1号に該当するとして非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

(4) 事故報告書の公開のあり方について

ア 学校名の条例第7条第1号の該当性についての審査会の判断は、上記(3)イに示すとおりであるが、以下、補足的に事故報告書の公開のあり方について、学校名を公開する場合と学校名を非公開とする場合とに分けて意見を述べる。なお、いずれの場合も、プライバシー保護の観点から児童生徒の氏名は非公開であることを前提とする。

イ 学校名を公開する場合

学校名を公開すれば、学校名を非公開とする場合と比較して、児童生徒が識別され、又は識別され得る可能性が高まることは明らかである。したがって、学校名を公開する場合は、本件において学校名の非公開を前提として公開されている情報のうち、児童生徒が識別され得る情報、例えば、児童生徒の年齢、性別、学級、所属する部活動の名称、学校・学級内における役割、体罰を行った教職員の年齢、教科等の情報のいくつかは、基本的には非公開とせざるを得ないと思われる。

ウ 学校名を非公開とする場合

校長名、教職員の氏名は、学校名を知ることにつながる情報であるから、非公開になるものと思われる。学校名が非公開である場合、上記イの児童生徒が識別され得る情報を公にし

ても、それにより児童生徒が識別され、又は識別され得るおそれはないから、公開されるものと思われる。

エ 実施機関の採用した決定の態様について

事故報告書に記載された情報についての決定の態様としては、上記(4)イ、ウのいずれかが考えられるところである。実施機関によれば、実施機関が上記(4)ウの態様を採用した理由は、体罰についての事実関係を可能な限り公開することに重点を置いたものと考えられる。

上記の態様のうち、いずれの態様を採用すべきかは、いかなる情報の公開に優先度を置くかの問題と考えられ、実施機関の選択裁量の問題と考えられる。

オ 児童生徒のプライバシーに配慮した学校情報の提供

なお、事故報告書の公開、非公開の問題とは別の観点から、開かれた学校づくりを推進するためには、体罰に関する情報も含め、学校の情報は広く地域に提供されることが望ましいと考える。実施機関においては、児童生徒のプライバシーを最大限に保護しつつ、適宜、適切な情報の提供に努められることを要望する。

(5) 本件処分説明書について

ア 実施機関は、本件処分説明書は、人事事務に関する情報であって、これを公開すれば、教職員の義務違反に対して、その態様、程度によりいかなる処分が行われるかにつき憶測がなされることが予想され、その結果、任命権者である実施機関が事務事業を公正又は円滑に執行することについて支障を生じるおそれがあるから、条例第7条第7号に該当すると主張している。

また、実施機関は、本件処分説明書を公にすれば、懲戒処分による制裁を受けた上に、同一の事実について重ねて社会的な制裁を受けたのと同じ結果になり妥当でない旨、事情聴取の際に主張している。

更に、実施機関は、本件処分説明書に記載された上記5(1)ウの情報は、教職員の身分取扱上の処遇に関する情報であり、このような個人の経歴に関する情報は、一般的に他人に知られたくないと望む情報であるから、条例第7条第1号にも該当すると主張している。

イ 申立人は、本件処分説明書を非公開とする決定は、以下の理由により、条例第7条第7号に該当しない違法、かつ不当な決定であると主張している。

(ア) 本件処分説明書に記載されている情報は、本件事故報告書、本件回答と重複する部分が相当あるはずであり、本件事故報告書、本件回答が部分公開である以上、本件処分説明書を全部非公開とする理由に欠ける。

(イ) 条例第7条第7号に該当するためには、事務事業の公正、円滑な執行に著しい支障を生じ、若しくは生じさせるおそれがあることが必要であり、さらに著しい支障のおそれは具体的、客観的なものでなければならぬところ、実施機関の説明は何らこうした具体性、客観性を示すものではない。

ウ 本件処分説明書の記載内容の公開、非公開について

(ア) 本件処分説明書においては、人事事務の公正、円滑な執行を理由とする第7条第7号及び教職員のプライバシーを理由とする同条第1号の適用の可否が問題となるが、本件処分

説明書の記載内容について、審査会は、児童生徒のプライバシーを理由として教職員の氏名、所属を非公開とすべきだと考える。以下、その理由を述べる。

(イ) 上記(1)ウのとおり、本件処分説明書には、以下の項目及びこれに対応する事実が記載されている。

- a 処分を受けた教職員の氏名、職名、所属(学校名)
- b 処分の種類、程度、処分年月日
- c 処分の理由
- d 不服申立てに関する教示

(ウ) 上記の記載事実のうち、aの職名、bの処分の種類、程度、処分年月日は、本件事故報告書、本件回答にも記載されているが、これらの事実は既述のとおり公開されているため、非公開とする理由はない。

cの処分の理由は、本件事故報告書の事故に至る経過、本件回答の体罰の概略(年月日、時間・場所、行為の態様)に記載された事実と同様の内容であり、本件事故報告書、本件回答に記載されたこれらの事実は公開されているため、cの処分の理由についても非公開とする理由はない。

dの不服申立てに関する教示は、行政不服審査法の定める期間内に実施機関に対して不服申立てをすることができる旨の記載事項であり、これを非公開とする理由はない。

(エ) 上記の記載事実のうち、aの処分を受けた教職員の氏名、所属(学校名)は、本件事故報告書の学校名、教職員の氏名について既に検討したように、これを公にすれば、児童生徒が識別され、又は識別され得ることとなる。

(オ) したがって、本件処分説明書のうち、処分を受けた教職員の氏名、所属(学校名)は条例第7条第1号に該当するが、その他の情報は条例第7条第1号には該当しない。

エ 以上から、処分を受けた職員の氏名、所属(学校名)は、条例第7条第1号に該当し、これを非公開としたことは妥当である。その他の情報について非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

(6) 本件回答について

ア 実施機関は、本件学校状況情報を公開すれば、学校名、教職員の氏名を知り得ることとなり、前述のとおり学校名と既に公開されている本件事故報告書に記載された他の情報と結合することにより、児童生徒が識別され、又は識別され得るため、当該情報は、条例第7条第1号に該当すると主張しているの、本件学校状況情報を公開すれば、学校名を知り得るのか否か検討する。

イ 教職員の賞罰の履歴に関する情報について

本件情報は、被処分者が過去に処分を受けたことに関するものであるが、本件の場合、これを公開したとしても、被処分者が特定される可能性はなく、これに反する特別な事情も認められない。したがって、当該情報を公開しても、学校名は知り得ないというべきであり、児童生徒のプライバシーを理由とする第7条第1号に該当しないし、教職員のプライバシーを理由とする第7条第1号にも該当しない。

ウ 学校の状況欄に記載されている生徒数、学級数

実施機関から聴取したところによれば、実施機関は、毎年度、5月1日現在の市立学校及び幼稚園の児童生徒数、学級数、教職員数を調査しており、その結果をまとめ、学校別に公表している（「教育調査」神戸市教育委員会発行）。本件回答の対象年度（平成4年度）の資料を精査したところ、本件回答の学校の状況欄に記載されている学級数を有する中学校は5校存在したが、本件回答の学校の状況欄に記載されている生徒数が在籍している中学校は当該校1校のみであった。

以上から、本件の場合、生徒数を公開すれば学校名を知り得ることとなり、条例第7条第1号に該当するが、学級数を公開しても学校名は知り得ないというべきであり、条例第7条別号に該当しない。

エ 以上から、学校の状況欄に記載されている生徒数は条例第7条第1号に該当するが、教職員の賞罰の履歴に関する情報、学校の状況欄に記載されている学級数、学校区の状況を条例第7条第1号に該当するとして非公開としたことは妥当ではなく、これを公開すべきである。

（7）結論

ア 教職員による事故報告書について

（ア）非公開とされた部分のうち、校種に関する部分、別表に記載する文書番号1、2、4（一部）、5、7、10、11（一部）、12、14、16、20、21、22、23、27、28、29、30、31、32、33、35、37の病院名等、校舎の名称、教職員の補職名を非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

（イ）その他の部分について非公開とした決定は、妥当である。

イ 処分説明書について

（ア）処分を受けた職員の氏名、所属（学校名）を除く部分について非公開とした決定は、妥当ではなく、公開すべきである。

（イ）処分を受けた職員の氏名、所属（学校名）を非公開とした決定は、妥当である。

ウ 文部省調査回答 様式10 懲戒処分等（体罰に係るもの）について

（ア）非公開とされた部分のうち、教職員の賞罰の履歴に関する情報、学校の状況欄に記載されている学級数、学校区の状況を非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

（イ）その他の部分について非公開とした決定は、妥当である。

別表

(注) 1 事故報告書に複数の病院名等が記録されている場合は記録された順に判断する。

番号	事故報告書の提出年月日 (事故発生年月日)	病院名等(施設の種類)	審査会の判断
1	平成 6. 5. 18	医療機関	公開
2	6. 6. 9	医療機関	公開
3	6. 8. 17	医療機関	妥当
4	6. 10. 28	医療機関	公開
		医療機関	妥当
5	7. 5. 11	医療機関	公開
6	7. 6. 14	医療機関	妥当
		学校	妥当
7	7. 6. 22	スポーツ施設	公開
8	7. 7. 19	公園	妥当
		医療機関	妥当
9	7. 7. 26	店舗	妥当
10	7. 9. 4	学校名	公開
		学校名	公開
		地下鉄駅名	公開
11	7. 9. 20	医療機関	妥当
		医療機関	妥当
		医療機関	公開
		医療機関	公開
12	7. 10. 4	医療機関	公開
		医療機関	公開
13	7. 10. 29	医療機関	妥当
14	7. 12. 22	医療機関	公開
15	8. 2. 2	医療機関	妥当
16	8. 7. 19	医療機関	公開
17	8. 9. 13	医療機関	妥当
18	8. 11. 18 (8. 11. 14)	学校	妥当
19	8. 12. 13	医療機関	妥当

番号	事故報告書の提出年月日 (事故発生年月日)	病院名等(施設の種類)	審査会の判断
20	9. 3. 10	医療機関	公開
21	9. 6. 30	医療機関	公開
22	9. 8. 4 (9. 2. 20)	店舗	公開
23	9. 8. 4 (9. 5. 3)	学校	公開
24	9. 10. 18	医療機関	妥当
25	9. 11. 5	医療機関	妥当
26	9. 12. 22	医療機関	妥当
27	10. 2. 7	宿泊施設(所在地)	公開
28	10. 6. 8	宿泊施設	公開
29	10. 6. 11 (10. 6. 2)	医療機関	公開
30	10. 6. 11 (10. 6. 5)	医療機関	公開
31	9. (9. 5. 18)	宿泊施設	公開
32	5. 5. 6	店舗	公開
33	5. 7. 14 (5. 7. 10)	医療機関	公開
34	5. 7. 14 (5. 7. 13)	医療機関	妥当
35	5. 9. 7	学校	公開
36	5. 9. 30	医療機関	妥当
37	5. 11. 6	スポーツ施設	公開
38	6. 1. 24	医療機関	妥当

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 10 年 11 月 9 日	-	* 諮問書を受理
平成 11 年 1 月 8 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 11 年 2 月 10 日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成 11 年 9 月 3 日	第 111 回審査会	* 審議
平成 12 年 3 月 8 日	第 118 回審査会	* 審議
平成 12 年 7 月 19 日	第 125 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取
平成 12 年 9 月 8 日	-	* 実施機関から非公開理由追加説明書を受理
平成 12 年 9 月 11 日	第 126 回審査会	* 審議
平成 12 年 10 月 11 日	-	* 異議申立人から非公開理由追加説明書に対する意見書を受理
平成 12 年 10 月 11 日	-	* 異議申立人から意見書（追加）を受理
平成 12 年 10 月 20 日	第 127 回審査会	* 異議申立人から意見を聴取
平成 12 年 11 月 2 日	第 128 回審査会	* 審議
平成 12 年 11 月 13 日	第 129 回審査会	* 審議
平成 12 年 11 月 27 日	第 130 回審査会	* 審議
平成 12 年 12 月 18 日	第 131 回審査会	* 審議
平成 13 年 1 月 22 日	第 132 回審査会	* 審議
平成 13 年 3 月 12 日	-	* 異議申立人から追加資料を受理
平成 13 年 3 月 29 日	第 133 回審査会	* 審議
平成 13 年 4 月 27 日	第 134 回審査会	* 審議
平成 13 年 5 月 15 日	第 135 回審査会	* 審議
平成 13 年 6 月 5 日	第 136 回審査会	* 審議
平成 13 年 7 月 23 日	第 137 回審査会	* 審議